別記様式（第３条関係）

**鏡野町総合文化施設使用許可申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的（開催行事） |  |
| 使　用　日　時 | 利用開始　　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　　時 　 分（準備開始）利用終了　　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　　時　　 分（片付け終了）（行事開始・終了）　　　時　　 分　～　　時　　分 |
| 使用施設または設備 | ホール（可動席使用　　有　・　無　） ・ 特別会議室 ・ パソコン教室音楽スタジオ１ ・ 音楽スタジオ２ ・ 体験学習室 ・ ギャラリー設備　ベヒシュタインピアノ　・ 椅子　・　机　・　マイク　　　本その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 使用人数 | 　　　人 | 使用料減免 | 有　　・　　無 |
| 基本使用料 | 入場料徴収加算料（注１） | 機器使用料（注２） | 使用料合計 |
| 円 | 有（ 円）・ 無 | 有（ 円）・ 無  | 円 |
| 使用者 | 住　　　所 |  |
| 団　体　名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 連絡先（TEL） |  |
| 使　　　用　　　の　　　条　　　件　　 | ○　使用者の責に帰すべき理由により館具・建物・器具を破損、又は亡失したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。○　使用を終わったときは原状に復したのち、施設長又は代理者に報告し、点検を受けること。なお、使用時間を厳守し、特に火気の取り扱いについては十分注意すること。〇　申請は使用日の３日前まで（ピアノ練習等ホール舞台のみ使用の場合は２週間前から３日前まで）とし、下記に定める使用料を全納すること。使　　用　　料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 町内住民（団体） | 町外住民（団体） |
| 昼　間(8時30分から17時まで) | 夜　間 | 超過料金（注3） | 昼　間(8時30分から17時まで) | 夜　間 | 超過料金（注3） |
| 4時間以内 | 4時間を超え8時間以内 | 18時～21時 | 4時間以内 | 4時間を超え8時間以内 | 18時～21時 |
| ホール | **4,190円** | **7,330円** | **7,330円** | **1,000円** | **6,280円** | **10,470円** | **10,470円** | **1,500円** |
| 音楽スタジオ | **520円** | **1,040円** | **1,040円** | **130円**  | **830円** | **1,570円** | **1,570円** | **200円** |
| その他 | **1,570円** | **2,610円** | **2,610円** | **360円** | **2,090円** | **3,660円** | **3,660円** | **490円** |

1. 入場料を徴収するもので、その入場料が1,000円以上のときは、上記の区分に応じた基本使用料を加算する。
2. パソコン教室でのパソコン使用料は、1台につき310円とする。

ベヒシュタインピアノ使用料は、１件の申請につき3,140円とする。（注３）　 超過料金とは、区分に定めた時間帯及び使用時間数を超過して使用する場合の1時間あたりの使用料である。1時間未満の時間は1時間とみなす。21時を限度とする。（注４）　 ギャラリーを一般の観覧に供する展示等以外の目的で使用する場合は使用料を納入すること。（注５）　 ホール舞台のみ使用する場合は使用料の10分の3（ただし、10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。 |
| 　上記のとおり使用したいので、許可いただきますよう申請します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年 　月 　日　鏡野町教育委員会　　様使用責任者　 |
| 鏡野町総合文化施設使用許可書　 上記申請のとおり許可します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 鏡野町教育委員会 |
| 職員確認欄　　　　　 | 終了時刻　　　　　　　時　　　　　　　分 | 確認者 |  |